明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産九）　一

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一〇）　二

〔告　示〕

○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（総務・法務・経済産業一）　三

○日本国に帰化を許可する件（法務七六）

○国際連合食糧農業機関憲章の改正に関する件（外務四二）

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件（農林水産二七〇）

○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件（同二七一）

○保安林の指定をする件（同二七二～二八四）

○保安林の指定を解除する件（同二八五）

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（国土交通五六）

○砂防法第二条の土地を指定する件（同五七）

○船舶安全法第六条ノ二の規定に基づき、事業場を製造認定事業場として認定した件（同五八）

○船舶等型式承認規則第八条の規定に基づき、型式の変更を承認した件（同五九）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第十一条第一項の規定に基づき、型式を失効した件（同六〇）　六

○気象測器の型式を証明した件（気象庁二）

○航路標識に関する件（海上保安庁五一、五二）

○海上における射撃訓練等を実施する件（防衛一四）

○海上におけるチャフ及びフレア発射試験を実施する件（同一五）

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（東北地方整備局七）　七

○浄化槽の型式を認定した件（関東地方整備局二〇）

○道路に関する件（近畿地方整備局一八）　八

〔国会事項〕　三

〔人事異動〕　五

法務省　福島県　栃木県　群馬県　埼玉県　東京都　神奈川県　新潟県　石川県　長野県　岐阜県　兵庫県　広島県　福岡県　沖縄県　札幌市　横浜市　川崎市　堺市　広島市　福岡市

〔皇室事項〕　六

〔官庁報告〕

産　業

日本工業規格（国土交通省）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他

省　令

○農林水産省令第九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)のウの表デストマイシンAの項を削る。

別表第1の1の(2)のウの表第2欄の項中「ゲンタマイシンA」を削る。

別表第2の6の⑬の標準品及び常用標準品の表標準デストマイシンAの項を削り、各抗菌性物質の定義及び各抗菌性物質の力価の定義中⑪を削り、⑫を⑪とし、⑬から⑲までを一つずつ繰り上げ、常用標準希釈液の調製の表常用標準デストマイシンAの項を削る。

別表第2の8中(114)を削り、(115)を(114)とし、(116)から(161)までを一つずつ繰り上げる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第七条第一項並びに第二項第四号、第五号及び第六号の規定に基づき、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める

平成二十二年二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。